

転居届に伴う手続について 〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 厚木市役所 代表 (046)223-1511

◎下表に該当される方は手続が必要です。詳しくは担当課までお問合せください。

手続は、お住まいになってから 14 日以内に、市役所本庁舎 1 階の市民課窓口で行ってください。(実際に住み始めてからの手続となります。引越しをされる前に届出を行うことはできません。)

届出に必要なもの……届出人(窓口に来られた方)の本人確認書類、マイナンバーカード、顔写真付きの住民基本台帳カード(お持ちの方)、印鑑(必要となる場合があります)、外国人住民の方は在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書を含む)、委任状(別世帯の方が来庁される場合)

	手続・対象者	説明	お問合せ先	担当窓口
住民票	<input type="checkbox"/> 請求した方	■住民票の写しは即日交付ができます。	住民異動係 225-2110	市民課 本庁舎1階①番 赤色受付
印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> 請求した方	■既に印鑑登録がある方は転居届のみで印鑑登録証明書の住所も変更になります。証明書の発行には印鑑登録証(カード)が必要になりますので、必ず持参してください。		
マイナンバーカード等	<input type="checkbox"/> お持ちの方	■マイナンバーカード、顔写真付きの住民基本台帳カードをお持ちの方は、カードの記載事項(住所等)の変更が必要になります。		
国民健康保険(国民健康保険被保険者証)	<input type="checkbox"/> 差替え・相談	■1階②番国保年金課から黄色の番号札でお呼びします。 ※国民健康保険料は、住民票の世帯ごとの納付です。 ※本日、国民健康保険被保険者証等をお持ちでない方は、後日お持ちの上、国保年金課で手続をお願いします。	国保給付係 225-2120	国保年金課 本庁舎1階②番
国民年金	<input type="checkbox"/> 加入者	■日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、届出は原則不要です。 ■厚生年金に加入している方とその被扶養配偶者は、勤務先で手続をしてください。	国民年金係 225-2121	青色受付
	<input type="checkbox"/> 受給者	■日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、届出は原則不要です。ただし、通知書等送付先と住民票住所が異なる方は「年金受給権者 住所変更届」の届出が必要です。	日本年金機構 厚木年金事務所 223-7171	
後期高齢者医療制度(後期高齢者医療被保険者証)	<input type="checkbox"/> 75 歳以上	■保険証等は、転居の手続から数日で発送しますので、入院の予定などがある方以外は、手続の必要はありません。	長寿医療係 225-2223	国保年金課(長寿医療係) 本庁舎2階⑨番
障害者手帳等	<input type="checkbox"/> 各種障害者手帳所持者 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証所持者 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	■市民課での手続後、各種障害者手帳、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証の住所変更が必要となります。 【必要な持ち物】 各種障害者手帳、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証 (注)詳細については障がい福祉課にお問合せください。	障がい福祉係 225-2221 障がい者支援第一係 225-2247 障がい者支援第二係 225-2254	障がい福祉課 第2庁舎1階
医療証(お持ちの方)	<input type="checkbox"/> 心身障がい者	■医療証を持参の上、第2庁舎 1階障がい福祉課で手続をしてください。	障がい福祉係 225-2154	障がい福祉課 第2庁舎1階
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等 <input type="checkbox"/> 18 歳まで(18 歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	■医療証を持参の上、本庁舎2階 ⑧子育て給付課で手続をしてください。★住民異動届(緑色用紙)が必要 ■低出生体重等の乳児で養育医療の医療券を交付されている方も手続が必要です。	こども家庭支援係 225-2241 こども医療・手当係 225-2230	子育て給付課 本庁舎2階 ⑧番

	手続・対象者	説明	お問合せ先	担当窓口
介護保険	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 40～64歳の要介護(要支援)認定者	■ 介護保険被保険者証を持参の上、本庁舎2階 ⑩番介護福祉課で手続をしてください。 ★住民異動届(オレンジ色用紙)が必要	介護保険料係 225-2393	介護福祉課 本庁舎2階⑩番
子育て日常生活支援事業(紙おむつ等の支給事業)	<input type="checkbox"/> 受給者 <input type="checkbox"/> 対象児童	■ 紙おむつ等の支給を受けている方は、本庁舎2階⑧子育て給付課で手続をしてください。	こども医療・手当係 225-2230	子育て給付課 本庁舎2階⑧番
児童手当	<input type="checkbox"/> 受給者 <input type="checkbox"/> 22歳に達する日以降の最初の3月31日までのお子様	■ 児童手当を受けている方は、子育て給付課で手続をしてください。 <u>児童手当の受給・計算対象となっている22歳までのお子様</u> が転居される場合も、手続が必要です。 ※世帯全員で転居する場合は手続き不要です。		
児童扶養手当等	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等	■ 児童扶養手当等母子・父子家庭等の手当若しくは特別児童扶養手当を受けている方又はこれまで受けていなかった方は、本庁舎2階⑧子育て給付課で手続をしてください。	こども家庭支援係 225-2241	
特別児童扶養手当	<input type="checkbox"/> 受給者 <input type="checkbox"/> 対象児童			
小・中学校の手続	<input type="checkbox"/> 在校生	■ 転居日の前日までの日付発行の在学証明書及び転学児童・生徒教科用図書給与証明書を持参した方は、市民課で就学通知書をお渡ししますので、小・中学校で手続をしてください。 ■ 上記の日付以外の書類を持参された方と、学区が変更となる場合で今までの学校に引き続き通われる方は、第2庁舎4階学務課で確認または手続が必要です。 ■ 学区の変更のない方は特に手続は必要ありません。担任の先生に新住所をお知らせください。	学務係 225-2650	学務課 第2庁舎4階
	<input type="checkbox"/> 学校給食の手続	■ 市立小・中学校に通学している(する)方は、学校給食申込変更届出書の提出が必要となりますので、給食企画係までお越しください。	給食企画係 225-2683	学校給食課 第2庁舎5階
その他	■ 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の所有者は本庁舎2階⑤番市民税課(Tel.225-2012)にお問合せください。 ■ 犬を飼っている方と、トイレがくみ取式の方は、第2庁舎7階生活環境課(Tel.225-2750)で手続をしてください。 ■ 保育所については、教育・保育給付認定変更申請書の提出が必要です。第2庁舎3階保育課(Tel.225-2231) ■ 市営住宅にお住まいの方は、第2庁舎12階住宅課での手続が必要です。(住宅課 Tel.225-2346) ■ 四親等内の児童以外の児童と、親権者等から離して自己の家庭に同居される場合は、都道府県知事に届出が必要な場合がありますので、保健福祉センター5階こども家庭センターにお問合せください。(こども家庭センターTel.225-2244) ■ パートナーシップ宣誓制度を利用している方は、本庁舎1階市民協働推進課(Tel.225-2215)での手続が必要です。 ■ 自治会については、第2庁舎3階市民協働推進課(Tel.225-2101)にお問合せください。			
市役所以外の手続について	■ 上下水道料金……県水使用者は、神奈川県企業庁厚木水道営業所(Tel.224-1111)へご連絡ください。ただし、水道営業所へ連絡しなくても水が使える方(地下水や集合住宅の貯水槽方式の場合)の手続は第2庁舎14階河川下水道総務課(Tel.225-2361)にご連絡ください。 ■ 電話…局番なし「116」へお問合せください。 ■ 電気…東京電力神奈川第二カスタマーセンター(Tel.0120-99-5775)へお問合せください。 ■ 郵便物転送…新住所を郵便局へ届出してください。 ■ 犬や猫の飼い主…マイクロチップを装着させている場合は手続が必要です。 https://reg.mc.env.go.jp/ 問合せ:(公社)日本獣医師会(Tel.03-6384-5320)			

◎厚木市ホームページでも情報をご覧になれます。(<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>)

